

公告第1号
令和8年3月2日

公 告

東京ドーム健康保険組合
理事長 久岡 公 郎



任意継続被保険者の標準報酬月額決定の件

令和8年度の任意継続被保険者の保険料算定基礎となる標準報酬月額を次の通り公告します。

記

1. 令和7年9月30日現在の平均標準報酬月額377,160円となりましたので、健康保険法第47条により、標準報酬月額（上限額）を380,000円と致します。
2. 上記の標準報酬月額は、令和8年4月1日から令和8年3月31日の適用となります。

以 上